

第二十二回国会 参議院法務委員会會議録第十九号

(四二〇)

昭和三十年七月二十一日(木曜日)午後
零時四分開会

委員の異動

七月二十日委員山本經勝君辭任につ
き、その補欠として河合義一君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 成瀬 幡治君
理事 泉山 三六君
劍木 亨弘君
宮城タマヨ君
市川 房枝君

委員

中山 福藏君
廣瀬 久忠君
河合 義一君
赤松 常子君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

政府委員

防衛政務次官 田中 久雄君
防衛庁次長 増原 惠吉君
防衛庁長 門叶 宗雄君
官官房長 久保 龜夫君
防衛庁裝備局長 小泉 純也君
法務政務次官 渡部 善信君
法務省矯正局長 西村 高兄君
事務局側 常任委員 堀 眞道君
常任委員 堀 眞道君
常任委員 堀 眞道君
常任委員 堀 眞道君
常任委員 堀 眞道君

説明員

大蔵省主計 大村 筆雄君
局主計官

本日の會議に付した案件

○少年院法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密
保護法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○委員長(成瀬幡治君) これより法務
委員会を開会いたします。

まず、少年院法の一部を改正する法
律案を議題に供します。本案について
質疑のあり方は、午後一時半の再
開からお願ひすることにしたしまし
て、暫時休憩をいたします。

午後零時五分休憩

午後二時八分開会

○委員長(成瀬幡治君) これより法務
委員会を再開いたします。

少年院法の一部を改正する法律案を
議題に供します。本案について御質疑
のあり方は御発言を願ひします。

○宮城タマヨ君 お忙しいうところをお
それ入りました、責任をもつてお答
え願ひたいとお願ひ申し上げておきま
す。

一体昔から法務省の行刑局は、これ
は特殊扱いをされておりましたように
伺っております。その行刑局は今度矯
正局に変わります、その中にこの眞犯
少年、犯罪少年を含んでおりますとこ
ろの少年院が、矯正局の管轄内に入っ
ております。ところがこれはどうも大
蔵省で非常に認識が不足のように私ど
も思っております、いろいろな困つ
た問題が出てきておりますので、今日

は一つはつきりお答えを願ひたいと思
います。それは少年たちが非常にま
子扱いされているのじゃないかとい
うこと、つまりいい子でございませ
んか、まあどうしてかあといふこと
になるというところでございしますが、こ
れは國家の立場から申しまして、私
どももこういふ子供を作ります國家自
体が責任を持たなければならぬとい
う立場におきまして、もつと認識を改
めていたいただきたい。ということは、つ
まり予算をもつていただきたという点
でございします。そこで、二伺いたい
のでございします、実は今度ひどく問
題になつております少年院法の一部
改正で子供に手錠をはめるという問題
が起つておりますので、いろいろ研
究してみたいところ、今度新たに
法律によつて手錠をはめるのでなく
て、實際は手錠をはめていたという現
状でございします。しかもこれが重大
問題とわれわれが思ひます点は、十四
才以上の子供にも手錠をはめておりま
して、そうしてその件数を見ますと
いうと、何と一年間に一万何千件と手
錠を使つておるといふことが、政府の
資料の提出によつてわかりましたので
ございします。これは実に私はゆゆしい
問題だと思つてございします。たとえ
どろばりの子供でございまいしとい
えども、法律の規定もないのに手錠を
はめておられますといふことは、これは
安易な道をたどつておるのじゃないか
といふところに私は落ちると思つて、
その点をいろいろ政府に追及いたしま

したところが、ここにまた大蔵省に責
任を持つていただかなければならぬ
問題が起りました。それは第一に、職
員の数が足りないといふこと、聞いて
みますといふと、今年の予算で見ます
と、子供九人に対してたつた一人の教
官がつく割合に減されております。以
前は五人に対して一人といふことに
なつておりました、実行されておるま
した。ところが實際少年院に入りまし
た子供の数はふえるし、教官あるいは事
務官といふものが減つてくるというこ
とになりますといふこと、これはけし
かたぬことではございしますが、手錠を
めたり、最後には私は捕縛でもかけて
子供をがんじがらめにしなければ成
がでんといふことになりましてとい
う、これは全く人權に背するとい
はだしいもので、理屈を言うならば憲
法違反になるのじゃございせんかと
思つております。そこで一つ法務省が
出されますところの予算については、
これは矯正教育でありといえども教育
でございしますから、あすの國家を背
負つてくれます子供の教育のことと
ございしますから、一つお考え願ひたい
と思ひますが、御当局の御所見をお述
べ願ひたいと思ひます。

○説明員(大村筆雄君) お答え申し上
げます。ただいま宮城先生の御質問の
点、はなはだごもつともございまし
て、私もかねてから法務省所管の問
題についてこれは國家の行政の基本に
属するものでございしますから、特に重
要視いたしまして、特別の関心を払つ

て慎重に予算の計上に努めておるつも
りでございします。たとえば先ほど少年
院の人の問題も出ましたのですが、こ
れにつきましてはこ数年収容人員
は、実は横ばいでございしますが、昨年
度の少年院の脱走事件その他の点にか
んがみまして、人手も足りないとい
う問題もございします。三十年度予算
は特別的に二百人ほど人をふやして計
上しておるものでございします。しか
しながら教育の關係、たとえば教室の整
備とか、あるいは教育資料の充実、ある
いはまた職業教育の充実、こういう面
につきまして、特別に本年度予算では
配慮いたしまして予算の増額をいたし
ました。あるいはどうしてか教官の手
で足りないといふものにつきまして
は、外部の人に特別に補導をお願いす
るというふうな特殊な面談員の利用につ
きましては、本年度予算に計上す
ることをしました。ことに、少年院に
つきましては、先生のおっしゃる趣旨
になるべく沿うように、大蔵省として
できるだけ予算を計上しておるつもり
でございします。

○宮城タマヨ君 時間がございませ
んから、まことに私も十分に伺うこと
はできませんけれども、施設あるいは人
員等について、若干お考え願ひました
といふ点などもよく調べてみますとい
うと、人員もまあ差引百人くらいふえ
ているだけで、これは子供の増加に比
べますと問題になりません。それから
施設等でございますけれども、施設が
完備するといふことは、刑務所式にす

ということではございませんかと思ひます。私はやはりこれは教育的な施設をし、そして教官にはほんとうにいい人を得て、教育の場としてふさわしいあり方にしていただきたいということを重ねてお願いしておきます。

ことに、私は今まで考えられていなかったわけでもございませぬけれども、ああいう子供たちでございませぬから、せつかく就職いたしまして、雇い主に被害を加えるといったようなことがずいぶんたくさん出ておりました。たかにはしましてかなりたかたかたがございませぬと思ひますが、そういふことに對して国家はいつもほかおかりをして、その支払いはどこにしろ寄せされておるかという、これは雇い主であるとか、世話をしめんどうを見つけている保護司にこの迷惑がかかっておるわけでもございませぬが、いかなる方法で国家賠償をするか、これは予算を要することでもございませぬから、あと回しになっておることでもございませぬが、その問題、それから中間施設の問題、それは特別のあつた所で生活をしておりました者をすぐ社会に出しますからこそ、社会に順応することができない、今私の言つておりますのは、刑務所のことでなくて少年院のことでございませぬが、この少年院から社会に送り出します中間施設を、どうしても国家がこれを作らなかつたら、せつかくの少年院の仕事も私は効果が上らないと思つております。しかしこれには非常に金が要することでもございませぬが、中間施設を國家でもつてやつていただきたいということ、それからまた重大な問題は、保護に關係します保護司の手当

でございませぬ。昨年から金額にしてごくわずかな、それこそ蚊の涙、ノミの涙ぐらゐな手当が出ておりますが、一昨年あたり一年間のお礼としてたつた四百五十万位の予算が組まれております。これは國家としてまことに私は恥かしいことだと思ふ。むしろその金は要らないから、ほかの方法は講じられなかつたかと思ふ。この保護司は今五万人にはまだ足りておりませぬが、その五万人の方たちが、もしも保護観察を返上すると言つたら、一体國家國民は安心して一晩でも寝られないだらうということをも一つ大蔵省が考へていただきたい。こゝういふ人たちは、もうつづつ込んでおけばいいというやうな考へ方ではない、一番つづつ込みやすいま彼らの命くらいはどうでもいいと政府はお考へになるかもしれないが、さういふところこそ、すぐに一つ予算措置も、まづこの際十分にしたいだきたいといふことをお願いいたしましておきたいと思ふのでございませぬ。

○説明員(大村筆雄君) お答え申し上げます。先ほど申しました通り、できるだけ少年院の問題につきましては乏しい予算の中でも、不満足ながらできるだけのことをするように配慮いたしております。なお、全体的に見ますと、不十分な点が多々あるかと存じますが、こゝういふ点につきましては、今後できるだけ予算的措置も講じて、よくして行くようにしたいと、かように考へております。

○宮城タマヨ君 最後に一言、今度子供に手錠をはめるということも、現状ではどうもやむを得ないといふところで、

残念ながら、残念ながらでございませぬが、政府の原案通りもう目をつぶるより仕方がないかと思つておりますが、この点につきましてもどうか一日もこゝういふことを早く取り去るよう、職員増加、あるいは職員の内容につきましても、また職員の研修等につきましても、要する費用を十分お出しいただきたいと、これはお願いでございませぬ。

○説明員(大村筆雄君) 御要望の点は、十分体しまして善処いたします。

○羽仁五郎君 一言申し上げておきたいのですが、ただいまの宮城委員の御質問に大蔵當局はやはりまだ十分御了解がないのじやないかと思ひます。それで主計官に向つて政治上の責任のある答弁を求めることは無理ですから、お伝えをお願いいたしますが、さうして實際上それに納得せられた場合には、さういふ措置をとつていただきたいのですが、少年が犯罪を犯した場合に罰せられるべきものは少年であるのか、國家であるのか、現行法では少年であるとはなつていないのであります。すなわち、趣旨においては罰せられるべきものは國家なんです。ですから、少年院に關する予算というものは、さういふ少年を國家が作ったことについて、國家が支払わなければならぬ罰金に類するものなんです。ですから、予算をお考への上で、少年院關係の予算といふものは、國家が払ふ罰金に類するもの、少年院の予算は法務省から要求せられたものが、そのまゝ大蔵省で承認しそれをお払いにならないならば、大

蔵大臣は罰金を払わないということにはかならない。さうすれば、一般にはどういふことになるか。ですから、予算の性質がかなり違ふのです。これは少年院法をよくごらんになればおわかり下さることですから、そこで大蔵大臣にどうかその点をお伝えいただきたい。願ふことならば、つまり現在審議中なり、あるいはすでに決定した予算の範囲内でも、法務省の方で少年院に關係して予算の復活なり、考慮なりを要求せられる場合には、それに應ぜられるということが当然だらうと思ひます。いゝわんや来年度の予算において、當然これをお認めになるといふことが當然だと思ふ。もししからずという御意見であるならば、その根拠を示されたい。その根拠は、客観的にながめて、ないのです。ですから、罰金を払うという氣持で、どうか予算の概念の上で、少年院に關する予算といふものは特別の性質を持つてゐる。ですから、今お話しのように乏しい予算の中で何とか御努力になるという程度のものではないのです。そんなことをおっしゃれば、世間の一般に貧乏な人は罰金を払わぬ。ですから、さういふ点ではない、もう少し違ふ観点からお考へをお願いしたいといふことをお伝えをお願いいたします。あなたのお答へになれる範囲でお答へをいただければありがたい。

○説明員(大村筆雄君) ただいまの羽仁先生の御意見につきましては、十分大臣にじかにお伝えしたいと思ひます。御質問の内容の点につきましては、これは法務當局ともよく御相談いたしまして、できるだけのことを行います。

○委員長(成瀬權治君) 他に御発言もございませぬよりですから、質問は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(成瀬權治君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあり方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正案がありましたら、討論中にお述べを願ひます。

○宮城タマヨ君 私は本案につきまして、ここに修正案を提出したいと思つております。それは

少年院法の一部を改正する法律案に對する修正案

少年院法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十四条に三項を加ふる改正規定

中第二項を次のように改める。

2 在院者が逃走した時から四十八時間を経過した後は、援助を求められた警察官が連戻しに着手する

には、裁判官のあらかじめ発する連戻状によらなければならぬ。

それでこの修正理由でございませぬけれども、少年院や少年鑑別所の職員は、在院及び在所中の少年の親権者ともなり、またその保護者にかわるべき者でございまして、このやうな職員が逃走中の少年を連れ戻しますのに判事の令状を要するといふことはまことにおかしいことで、親がわりでございませぬから、責任と愛情を持つて、もうできるだけ早い期間に連れ戻したいと努力するのは、これはあたりまえのことだと思つております。また現状から申しまして、いろいろ参考人なんかから聞きまして上でございませぬが、判

事の令状を持つてということにしない
で、現状のままでもよろしいだろうと、
しかもどうしても悪条件の中に少年が
入り込んでおいて、手ごわいとい
うような場合には、今回の法律により
まして警察官を使えば、幾らでもでき
ます。これは特別な場合のみでござい
ますから、特別な処置として警察官をし
ておけば、十分に事が足りると思っ
ておられます。本来の少年法及び少年
院法の精神に基きまして、逮捕状を要
求する者は警察官のみに限るといふ修
正をいたしたのでございます。

それから第二でございしますが、この
第十四条の二「在院者が逃走、暴行又
は自殺をするおそれがある場合におい
て、これを防止するためやむを得ない
ときは、手錠を使用することができ
る」というこの条文でございしますが、
これはまことに忍びがたい新たな問
題を子供に課せられるような気がいた
したのでございします。賛成しがた
いのでございしますけれども、しかし現
状におきましてはまたやむを得ない事
情でございします。これはただいま
も大蔵当局にお願ひしましたように、
予算を十分に獲得して、少年院の施
設、あるいは職員増加、職員の質の
向上をはかってもらおうといったよう
ないいろいろな根本問題がございする
ので、まあ現状におきましてはやむを得
ないというところにおいて参りました。
しかし、野放しにすることはでき
ませんから、これに附帯決議をつけた
いと存じました。その附帯決議を読ん
でみます。

附帯決議

政府は、少年院及び少年鑑別所が
少年の健全な育成を期し、これに鑑

正教育を授けることを目的とするも
のであることにかんがみ、その処遇
にあつては、慈愛を旨とするべき
であつて、手錠の使用は、必要な最
小の限度に止め、少年を受刑者視し
て、いたづらにやすきについてみだ
りに手錠を使用し、少年法の精神に
もとることなきよう厳にいましむべ
きである。右要望する。

○羽仁五郎君 ただいま議題になつて
おります本案並びに修正案に対して反
対せざるを得ないことをはなはだ遺憾
に考へるのであります。ことに宮城委
員御提出の修正案は、本案審議の過程
において宮城委員が非常な御尽力をな
さいまして、手錠の問題についても、
少年院において手錠を使用するという
ことを認めないという修正案も、宮城
委員はお考えになつたようでありま
す。いろいろな事情からその手錠につ
いては修正が行われなかつたのであ
ります。私はこの手錠の修正が宮城委
員によつてなされたならば、その修
正案に賛成をいたしたいというよう
に考へていたものであります。その修
正が宮城委員の最大の御努力にもか
かわらず提案されませんでしたので、本
案並びに修正案に対して反対をするも
のであります。

反対の理由は常に質問の際に明かに
述べておきましたのでこの際省略させ
ていただきます。また本会議において反
論の際に申し上げる機会を持ちたいと
いうことを考へております。

○赤松常子君 私はこの宮城委員の提

案なさいました修正案に、涙をのんで
賛成をいたします。

年端のいかない不幸な子供たち、そ
れはみんな社会国家の愛情の足りない
ところに、その犠牲者として発生いた
してあります。そういう子供たちのこ
とを考へまして、いろいろな教育を直
し、国家の責任においてそういう子供
たちをよりよく育てていかなければな
らない少年院に、手錠や何かというも
のをこゝろからまた持ち出さなくては
いけないというこの責任を深く政府は
考へなければならぬものだと思います。

法務当局の方々にくれぐれも願
ひいたしますが、早くこういう手錠な
どを法律の表面から抹殺できるように
充實した施設、それから職員増員等
が十分行われますように、一そうの御
努力と関心を要望いたします次第でござ
います。

私はそういう意味におきまして要望
いたしましたこの修正案に賛成いたし
ます。

○委員長(成瀬幡治君) 他に御意見も
ないようですから、討論は結局したま
うと認めて御異議ございませんか。

○委員長(成瀬幡治君) 御異議ないと
認めます。

それではこれより少年院法の一部を
改正する法律案について採決をいたし
ます。まず討論中におりました宮城君
提出の修正案に賛成の方の挙手を願
ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(成瀬幡治君) 多数でござい
ます。よつて宮城君提出の修正案は可
決されました。

次に、ただいま可決されました修正
部分を除いた原案全部の問題に供しま
す。修正部分を除いた原案に賛成の方
の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(成瀬幡治君) 多数でござい
ます。よつて本案は多数をもつて修正
すべきものと議決せられました。

次に、討論中に述べられました宮城
君提出の附帯決議案を本委員
会が議決することに賛成の方の挙手
を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(成瀬幡治君) 全会一致と認
めます。よつて宮城君提出の附帯決議
案は、全会一致をもつて本委員会の決
議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第四百四条による本
議における委員長口頭報告の内容、
第七十二条により議長に提出すべき報
告書の作成、その他自後の手続は、委
員長に御一任願ひたいと思ひます。御
異議ございませんか。

○委員長(成瀬幡治君) 御異議ないと
認めてさうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署
名を付することになっておりますか
ら、本案を可とされた方は、順次御署
名を願ひます。

多数意見者署名
市川 房枝 河合 義一
赤松 常子 宮城タマヨ
中山 福蔵 泉山 三六
一松 定吉 劍木 亨弘
廣瀬 久忠

が、全会一致をもつて御可決に相なつ
たのでございしますが、政府といたしま
しては、この決議の趣旨を十分に尊重
いたしまして、御趣旨に沿うように全
職員にこれが趣旨を徹底せしめ、本委
員会における決議をば、実行に移すよ
うに最善の努力をするということをご
ことに申し上げておきます。

○委員長(成瀬幡治君) 速記をとめて
下さい。

午後二時三十分速記中止
午後三時三十分速記開始

○委員長(成瀬幡治君) 速記を起して
下さい。

次に、日米相互防衛援助協定等に伴
う秘密保護法の一部を改正する法律案
を議題に供します。

○羽仁五郎君 これは政府当局から、
自衛隊並びに防衛庁内部の方針として
本案に關係しまして根本問題について
一言何つておきたいのですが、現在設
置されておりますような自衛隊という
ものが、過去の軍国主義の復活になつ
ては大へんだと、これは国民の非常に
心配している点であります。当局に
おいても十分その点については油断は
おありにならないと思ひますが、し
からばどうしてそれを防ぐのですか、
どういふふうにして、今当局は現在の
自衛隊あるいは防衛庁というものが過
去の、過去といひますか、およそ軍国
主義の方向にいふことを、いかにして
防いでいふことになるか、それを何つて
おきたい。

○政府委員(田中久雄君) 羽仁委員の
御心配になりますことは、私どもと同

様でございます。現在の自衛隊が過去の軍閥のような発展をするというところは、いかなる努力をしてもこれは防がなければなりません。現にこれにつきましては、法制上もいろいろな制限が加えられておりますし、将来ともこの方針は政府においても堅持して参るつもりであります。

○羽仁五郎君 その軍国主義が発生することを防ぐためにどういう方法をとつておいでになるか、具体的にその要点についてお示しを願いたいと思ひますが、今の政務次官のお答えで、その根本方針をお示ししたかったので満足いたしますが、そういう根本方針をどういう要点において絶えず御努力になつておられるか、その点をさらに政務次官御自身か、そうでなくてもけつこうですが、要点をお示し願ひたい。

○政府委員(田中久雄君) これにつきましては、最初から當つておられる増原次長から詳しく具体的に申し上げたいと思ひます。

○政府委員(増原憲吉君) ただいまの防衛庁、自衛隊は御承知のように、いわゆる軍事といふふうなものが特別に分れた形をとつておりません。行政といふものの純粋な一部、内閣総理大臣が内閣を代表して最高の指揮監督をするということに相なつております。そして、法文の中にそういう言葉は使つてございせんが、政治優先という形をそこで確保されておるわけでございます。政治が防衛、自衛というふうな問題を完全にその把握下におきまして、国の行政、民生安定、文化の向上、産業の発達等にとらまひ合ひまして、適切な自衛、防衛の分

野を持つていくということが、基本の法制上の建前に相なつておるのは御承知の通りでございます。防衛庁の中におきましては、防衛庁長官は文民たる國務大臣が當ること、法制上相なつておるわけでございます。そして、この長官を補佐いたしまして、方針等を長官がきめます。その補佐に当りますものは内局と申すのでございませう。これは平時であれば、いわゆる背広を着ておる連中が基本的な事項について長官を補佐いたします。自衛隊の制服関係、いわゆる防衛ということに關しましては、陸上、海上、航空の三幕僚長がございまして、これは制服でございませう。しかし、この制服の幕僚長が陸上それから海上、航空自衛隊に對しまして行ひます監督は、すべて長官の命令を執行するといふ形でございませう。陸上幕僚長が自己の権限としての命令権を持たないという法制上の建前をとつております。命令を出します者は長官一人でございます。その長官の命令を執行をする陸上自衛隊については、陸上幕僚長、海上自衛隊については、海上幕僚長、航空自衛隊については、航空幕僚長が長官の命令を執行する。そして、もとより陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長は、それぞれの自衛隊については、いろいろ方針的なことを考えるわけでありませうが、この方針を行ひます際には、長官のいかなる場合においても承認が要る、その承認を長官が行われまう。内局の私たちが補佐をするといふ形で行なつておるわけでございます。そして、隊員が入隊をいたします際には、宣誓をいたします事項の中にも、人格を尊重して、国の安全

を守るために挺身をするといふ言葉を入れておるわけでございます。平素の教養、訓練におきましても、国を守るということが自衛隊の使命であるわけでありませうが、その使命を執行する際の部隊の上下下従の關係を嚴重に訓練をいたしまして、いやくも下对上等の風のないように、そういうことがやはりおもしろくない派閥的な關係を生ずるものになりませうので、そういう点については十分嚴重に戒心をいたしまして、教養、訓練に當つておるといふことでございませう。

○羽仁五郎君 今御説明をいただきましたのは、この武器を有する一定の國家機關の集團が、軍国主義的なものにならないよう保障の一部分だろうと思ひますが、それ以外にも重要な問題がありはしないかと思ひます。御説明下さいました点だけについて一言伺つておきたいのですが、いろいろお述べになりました要點ですね、たとえば一言にして言へば、政治優先、長官の文民の点、それからその文民の解釈といふもの、最近何か、われわれが新聞などで伺うところでは、少しづつ変化があるように思われるのですが、具体的に當局としてはそういう変化が起つたか、というふうにお認めになるのですか、そういう変化は全然起つていないといふふうにお考えでしやうか。ただいまの御説明では創立當時といふか、従来の方針をお述べになつたので、少しも變つていないやうですが、最近幾分変化があるのじやないか。たとえば文民の解釈については、法制局長官などの解釈も、われわれ従来了承しているところとは少し違ひやうなことを伺つたやうで、御存じの

ように當時日本に軍人のいない時代、文民という規定をした以上は、前の経歴において軍人であつたといふ人は文民といふような概念に入つていないかつたのは當然でしやう。しかしそうでない、しかりとするならば、當時文民と規定したことはおかしいですが、そういうふうな疑義を生じていますが、それらをひつくるめて今の御答弁に御変更はないものといふふうにご承知していただけますか、どうですか。

○政府委員(増原憲吉君) 文民という言葉の解釈につきましては、先だつて法制局長官がお答えをしたところで御了解を願ひたいと思ひますが、この解釈はたしか前の吉田内閣時代に、前の法制局長官佐藤君が行ひました解釈と同様であつたように私は記憶いたしてゐるわけでございます。私どものこの警察予備隊として発足をいたしましてからは約五年になりますが、陸の方には警察予備隊、保安隊になり、自衛隊になりまして、途中で海が始まり、空が始まつたわけでございますが、基本的な考え方としては、いわゆる政治優先といふ原則に立つていく、国の行政の一部として国の全体の發展をこいねがう、その調和のとれた自衛力を持つていくという考え方は變りはないと存じます。

○羽仁五郎君 先ほど私はただいまの當局の御説明に異論があるのじやないかといふふうに申し上げましたが、それは失言であつたかもしれせんから取り消しますが、それではお伺ひいたしますが、文官地位といふ中には、自衛隊、あるいは防衛庁というつまり武器を持つた集團、國家機關としての集團が、絶えず議會の嚴密な監督のもとに

なければならぬといふことを含んでいませうか、どうですか。もし含んでいなくするならば、なぜそれを先御説明がなかつたのですか、ちよつと心配になりますので伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(増原憲吉君) これは行政の一部と申し上げたので、そこで當然含まれていゝと思つて申し上げなかつたのでございませう。國會の嚴密な監督、監督のもとにあることは當然だと思つております。

○羽仁五郎君 私はこの國際的にもたゞいまの点をぜひ常に明らかにされたいといふのがうのなんです。最近國際的には西ドイツにおいて、その軍隊あるいはそれに近いものが成立をしかかつておりますが、それについてイギリスの世論は、やはりそのドイツにおいては日本と同様に過去において軍国主義の伝統が非常に強かつただけに、ややともすれば現在作られる民主的な武力といふものが、軍国主義のまた復活へ導くおそれが多分にある。それを防ぐ最高のやうして唯一の方法は、常にそのやうな武裝集團機關としての武裝集團が、嚴格に議會の監督のもとにあるといふことは、そして、どうなこまかいことであつても、常に議會が監督するかしないかによつて、軍国主義が発生するかしないかが分れるのであります。イギリスにおいては、やうな努力を議會が怠らず、またイギリスの軍隊がやうな議會の監督を喜んで受けていゝので、軍国主義が発生しないのであります。ドイツなどにおいては、やうなことが實際に行われるには、非常な努力を要するであらうが、その努力が必要だといふことは、これはマ

ソチエスターガーディアンが主張して
おりました。私は非常には傾聴す
べき議論だと思つておりますが、日
本においてもそういう努力をするに
は、今のような点で自衛隊なり防衛庁な
りが、絶えずこまかい点に至るまで原
則から微細な点に至るまで、常に議會
の厳格なる監督のもとに立つというこ
とは、今日までのところ果して行われ
ているというようにお考えなのか、ま
た将来も今日以上にそういう点で當局
の方は御努力なさるおつもりでし
ょうか。われわれは国会の方でそういう努
力をするつもりですが、ただいまの点
につきまして一つ当局の根本的な立場
をここで明らかにしていただきたいと
思います。

傾向が生れる基盤というものは、私は
完全に払拭できておるといふふうに考
えます。

○羽仁五郎君 先ほど宣誓についての
御説明がございましたが、宣誓の内容
はどういう内容を現在やっておられま
すか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(増原憲吉君) 自衛隊法の
五十二條に服務の本旨というところで規
定をいたしております。「隊員は、わが
国の平和と独立を守る自衛隊の使命を
自覚し、一致団結、厳正な規律を保持
し、常に徳操を養ひ、人格を尊重し、
心身をきたえ、技能をみがき、強い責
任感をもつて専心その職務の遂行にあ
たり、事に臨んでは險を顧みず、身を
もつて職務の完遂に努め、もつて国民
の負託にこたえることを期するもの」と
する。「一、この言葉をとりまして宣誓
文をいたしておるのでございます。

○羽仁五郎君 ただいまお読み上げに
なりました宣誓の法律的な根拠はどこ
にあるのでしょうか。

○政府委員(増原憲吉君) 法律的根拠
という……、この宣誓をしなければなら
ぬといふことを五十三條に隊員は總
理府令の定めるところにより服務の宣
誓をしなければならないというように
書いてあるわけでございます。

○羽仁五郎君 先ほどの御説明の中に
行政機関の一部という性質が現在の
自衛隊、防衛庁の本質である。で最初
から軍隊として整足したものでない、
今日においてもそうでない。そういう
御趣旨であるとすれば、公務員であり
ますから、公務員に対する宣誓という
ものと、それから今お読み上げになり
ましたのとはだいぶ逸脱している点が
あるのじゃないか。ですから公務員の
一般的な宣誓に、これは防衛庁法など

のときにも連合委員会での意見は述
べておいたのであります。特別な宣
誓をするというところは、憲法に果して
許していることであるかどうか。一般
公務員というところであるならば、公務
員としての宣誓をせられるということ
はありまじやうが、今御説明の中にあ
る「危険を顧みず」ということであり
ますが、それは先ほど御説明になりま
した人格の尊重というよりなものと場
合によつては矛盾する場合も生じてき
はしないか。従つてその宣誓を受けら
れる隊員の方々が、この宣誓を受けら
れるときに、どういふ点に問題がある
かという、やはり憲法なり、あるいは
一般公務員なりの宣誓の範圍を越え
ておられます。その宣誓を受けられる
隊員がどうしても良心に基いて宣誓を
なさらないことが起りはしないか。つ
まり少し無理な宣誓ですから、宣誓は
するけれども、果してほんとうに自分
がそういう宣誓を守り得るかどうとい
うことには疑念を抱きはしないか。そ
ういふことから人格の尊重という根本
原則をくずして行く。そういう意味か
ら質問を申し上げるのですが、これは
私が今伺つた宣誓書の内容について
は、すでにそのまゝ問題ないというふ
うにお考えでしょうか、それともさら
にまだ御研究の余地があるというふう
にお考えでしょうか。

○政府委員(増原憲吉君) 公務員には
御承知のように一般職の公務員と特別
職の公務員がございます。自衛隊員は
この法律に基きまして、防衛庁法、自
衛隊法に基きまして特別職の公務員、
一般職の公務員法を準用しておる部分
はありますけれども、この法律に基い
て任用をされる特別職の公務員でござ
います。従ひましてこの法律にこうい
う自衛隊員というものは宣誓をしてこ
ういふことを守る公務員であるという
ことが定められておるわけでありまし
て、これは憲法上差しつかえないと解
釈をいたしております。

態度を願ふかと思ひますが、どうで
しょうか。

○羽仁五郎君 その点についてもなお
常に御検討をお願いしたいと思つた
のであります。というのは、私今こま
かい議論はいたしませんけれども、憲法
が基本的人權を保障しておりますのは、
やはり國民がその意思に基かない
行動を強制されることではないというの
が大前提でありますから、宣誓書の内
容があまりいろいろな点にわたつてゆ
きますと、どうしても本人の意思に、
自由な意思というものに圧迫が加つて
くる場合を防ぐことができません。で
すからかりに形式上には一種の特別の
契約に基く公務員でありますから、そ
の契約内容を了承の上で、その契約に
応じている。というふうなことは一応
通りますけれども、内容的にはやはり
軍国主義の復活といふことの心配がそ
こからも出てくるのであります。隊
員の自由なる意思というものが常に圧
迫され、強制によつて内部の規律が保
たれているという面が過大になるとい
うことは非常に危険なことだと思ひま
す。従つてさつきお述べになりました
宣誓書の内容にも私は問題があると思
ひますが、今当局では問題がないとい
うふうにお考えかもしれませんけれど
も、さらに御検討を願つておきたいと
思ひます。その趣旨は先ほど申し述べ
ましたから重ねて申し述べませんが、
これは問題がないというふうにお考え
ないで、絶えず検討を怠らないという御

○政府委員(増原憲吉君) 一般公務員
にいたしましては、公務員になりまし
た際には公務員として守るべき服務の
大要があるわけでありまして、公務員で
ない者と公務員である者とは違つた
のであります。職務上の秘密を守る義務
というふうなものは、公務員でなければ
ないわけでありまして、そういうおの
ずから服務に従ひます義務というも
のは、私はどうしてもできなくとも思
ひます。そういう意味で、一般職
の公務員は一般職公務員として必要な
服務の義務があり、特別職の自衛隊員
は國を防衛するといふ与えられました
特別職の任務に依つての服務の義務が
出てくると思つております。またそ
れがなければ、國を防衛するといふ任
務を全うできないといふ意味におい
てこうした服務の本旨を書き、これを
宣誓するわけでありまして、國を防衛
し、武器をとつて國を防衛する。万々
一の場合には武器を使用するといふ場
合があり得るわけでありまして、その場
合に、危険を顧みずといふ言葉は、単
なる飾り言葉といふわけではない場合
もあり得るわけでありまして、そういう
場合に、危険があるから私はごめんを
こらむといふことでは、その自衛隊
を作り、國を守るという本旨が達せら
れないわけでありまして、それで、こ
ういふ言葉が必要なことではないか。
そして、これを法律で定め、このこと
を了承した人々が自衛隊員となつて入
るわけでありまして、自衛隊員たるこ
とを欲しない人々を入れたことは當
然できないわけでありまして、そういう

意味で、私どもとしては差しつかえないのではないかと考えておるのであります。

○羽仁五郎君 それでは今の点は、希望としてだけ絶えず御検討を願いたいということだけ申し上げまして、次の質問に移りますが、今の宣誓と並んで、つまり、その宣誓にはこの憲法に関する言葉が全然出てきていないのです。それはそれと並んでこの憲法について宣誓が行われるのでしょうか。それからもう一つそれと続いてこの際伺っておきたいと思ふのは、私が二、三回自衛隊を見学いたしました際には、憲法に関する教育というものがあり、主眼ではなかったものであります。その当時その意見は報告書の中に述べておいて、もっと憲法についての教育が徹底することが必要であるという意見を述べたおききましたが、現在ではどうなっておりますか。その二点にお答え願ひたい。

○政府委員(増原憲吉君) 憲法、法律を尊重することは国民として当然のことでありまして、特に宣誓書の中にはうたがひのないのでございませう。憲法、法律をかりそめにも……ちよつと失言をいたしました。宣誓文の中には法令を尊重しという言葉を、法令を遵守しという言葉を……入れてございます。なお、あとの憲法の教育をするというところは、種々行なっておりますが、一般隊員に対して専門的な憲法教育のものをやることはいたしておらないということでございます。憲法の趣旨その他についてはときどき幹部に教育を行なっておりますのでござい

○羽仁五郎君 その宣誓書の中に法令

というふうにあるのですから、その宣誓が絶えず自由な意思に基いて宣誓が守られるためには、その宣誓書の内容が十分に理解されていかなければならぬ。そのためには、そこに法令と書いてある法令とは主として何をさすのか。何をさすのみならず、その宣誓のさしているところの法令というものの最もおもなるものは憲法であり、その憲法はいかなる内容を持っているかというところは、これは私は特に他のいろいろな業務なり技術の習得に先立つて行すべきものだと思うのです。それからかつて視察の報告の際にもそういう意見を述べておいたんですが、今の御説明では、他のいろいろな教育、訓練等に先立つて憲法についての教育ということがなされていらないという御説明でしたようですが、それでは私は大へん心配があるのじゃないか。もう少し憲法についての教育をまず先になささうというふうになる御意思はないのかどうか。

○政府委員(増原憲吉君) 幹部につきましては、もとより相当専門的な特殊の突っ込んだ教育を行なっております。一般隊員に對しましては、防衛庁法、あるいは自衛隊法等をよく了解させ、その基本である憲法の必要な条章等を話をする、憲法の意義というふうなことでこまかくやるということはいたしておりませんが、その本旨は了解をさせるというところは行なっているつもりでございます。

○羽仁五郎君 ときどき、いわゆる通俗の議論の中に、自衛隊にバックボーンがないとか、あるいは根本精神がない、その結果新聞の伝るところによれば、かつて大学の教授であつた方の著書を教科書に類するような形で使用されていくとかというところがございますが、当然自衛隊、防衛庁の根本精神というものは憲法だ。それで、そこそ憲法をけんけん服膺せられるということができる。りっぱなバックボーンがでる。ところがその点について、ただ要点だけを教育されるということであつて、そして他にそういう特定のかつて大学教授であつたような方とか、特定の人の述べたおられるものを教科書の上に使用されることは、本来転倒であり、かつ根本精神を誤つてゐるものではないか。私はこれ以上この問題について質問しませんが、最後に一言この問題については、憲法の教育を優先せられるという御意思はないのでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(増原憲吉君) 国の基本法としての憲法でございますから、隊員としての任務遂行に必要な限りにおいては、やっぱり憲法をよく教へて参ることにいたすつもりでございます。

○羽仁五郎君 これは念のために伺つておきますが、私どもは、先ほどの御答弁では、自衛隊、防衛庁が、つねに厳格に国会の監督のもとにあるということをお認めになりましたが、国会における自衛隊、防衛庁に關係する法律案の審議の際の委員会の討議の模様とか、あるいは本会議における国会の議論とかというものは、自衛隊において尊重せられ、かつそれが多くの適当なレベルまで浸透しておるものでしょうか。そういうものについては、ごく少数の方しか、こちらへお見えにならない方しか関心をお持ちにならない

いのでしょうか。どういふふうに取り扱つておられますでしょうか。

○政府委員(増原憲吉君) 国会において御議論をいたされたことは、何と申しますか、包括的にこれを承知をします。それはやはり幹部の者であります。が、それだけ必要な限度におきましては、たとえば御審議を願つておられます秘密保護法となれば、調査關係の者には相当下部にわたります。それで、決算の審査等になります。それそれ關係の者、下部にわたります。ものにまで御議論の趣旨を徹底をしまして、将来誤りなからしめるようにいたしております。

○羽仁五郎君 これも私の希望であります。最初原則、すなわち軍国主義が發生しないといふことのために、その國家機關としての武裝團體が、絶えず厳格に国会の監督のもとにあるといふことでなければならぬ。しかもそれは個々の隊員に至るまで徹底してなければならぬことだと私は確信します。今の御答弁では、そこまでは認めになつていないようですが、どうか私のそういうふうな考え方というものを十分お考え願つて、国会の監督のもとにあるといふことが、個々の隊員に至るまで徹底せられるような御努力をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○政府委員(増原憲吉君) 御趣旨はその通りと存じます。が、実際にやりま

をきめる何がないわけでありませう。しかし、その基本に基きまして、成規の手続で政令その他のものが定まる、こまかいものはそういうもので定まる。しかし、それを基本的な国会で、あらゆる角度から検討をされて監督をされるということに現在の制度が相なつておるわけでございます。

○羽仁五郎君 本法につきましていろいろことを御質問申し上げておりますのは、この前に杉原長官ですか、杉原國務相が御出席の際に申し述べておいた理由に基くのでありまして、繰り返しませんが、簡単に要点だけをぜひ徹底させていたいただきたいと思ひますが、本法によつて保護されておるところの秘密といふものは、内部の規律が厳格に保たれていれば、内部の先ほど言及されました國家公務員が持つところの秘密の保持という義務によつて十分にまかなわれる問題である。ただ一つ民間の会社などに修理を依頼される場合に、公務員でない人がその秘密にタッチするといふ場合がございしますが、しかしこれとても、内部の規律の關係で十分に守れることです。内部の規律と全く無關係というのではない。かつまた、契約によつてそういう仕事をされる民間の会社が、その要求されておられます秘密の漏洩という事実があれば、續けて契約を受けるというところはできなくなりますが、当然その民間の会社としても、その契約をさらに継続していかなければならぬという要請から、その内部の秘密に準ずる規律をもつてその秘密は守られるものである。かりにその点において幾分の不安があるといつたとしても、しからば翻つて内部において守るべき秘密を国民に

○政府委員(増原憲吉君) 御趣旨はその通りと存じます。が、実際にやりま

守れ、国民の権利義務を制限してくるという場合には、これはまた別の大きい問題が発生してくる。そのために、言論の自由、あるいは学問研究の自由、そういう問題、あるいは憲法で決まらずに許していいところのいわゆるスパンというふうな考え方がいろいろ方面から復活してくるおそれがある。それらの問題が本法討議の際に十分に問題になったことは、絶えず私は決して忘れられてはならないことだと思ふのです。今いろいろ伺いました点がやはりここに關係してくるのであります。先ほどの御説明の点、すなわち自衛隊、防衛庁というものが絶えず憲法のもとに国会の厳格なる監督を受けて進んでいかれるならば、本法の一部を修正されようと思ふような法律案というものは、大なる問題を持たないものかもしれません。先ほど申し上げましたように、その原則が徐々に動いているのではないかと心配がございます。そうなりますと、すでに本法についてもいろいろ問題があり、それがあつたに附帯決議あるいは修正案ということによつて防がれていたものが、根本が次第に動いて参りますと、今修正案が目的として自衛隊について、必ずしも大なる問題はないかもしませんが、しかし自衛隊、防衛庁をめぐつて秘密が拡大されてくるということには、私は自衛隊、防衛庁としても深くお考えにならなければならぬ点があるのじゃないか。従つてここで何つておきたいのは、こういう修正案を出しに参ります前に、こういう修正をしないでもややつていけるのではないかと努力をなすことがおありにな

るのか、ないのか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(増原憲吉君) 私どもの立場からいたしまして、秘密保護法というふうなものを無用な拡大をするというふうな意思は毛頭ございません。仰せになりましたように、官庁内部のこととして十分に秘密が保護せられるではないかというふうにお述べになりました。これは昨年本法制定の際に、御承知のように、まことに綿密に御論議のあつたことでございます。しかし、そのとき私どもが結論として申し上げたのは、秘密保護法が成立した後は、やはり何といたしまして、これを扱います私ども自衛隊員が最もこの秘密の保護について最善の注意をしなければならぬことはもとよりであります。お述べになりましたように、修理その他製造等これに請け負わしめる民間会社というものが必ず出てくるわけでありまして、これを秘密保護を確保するためには、やはり公務員が公務員法に基く秘密保護の規定のごときものがどうしてもなくてはならない、一面やはり一応想定としての心配としては、他にいわゆる秘密を漏洩しようとする悪意ある者なしと言えないのであります。一般国民に義務を課せると申しまして、善良なる国民には何ら關係のない法律でございます。秘密を窃みこれを漏らすやうなことをしようとする人、してはならない義務を課するわけにございまして、ことに今回の改正は、御承知の通り、艦艇貸与協定によつてもありますものにあります秘密の武器等を保護するということだけでございまして、その実

質、内容等については全然變りはないわけにございます。やはりこの形の取締法をもつてすることが、秘密保護を確保する上において適當であるというふうな考へて御審議を願つておるわけにございます。

○羽仁五郎君 今御説明の中に、悪意をもつて、ということがございましたが、これはまたこの前の杉原國務相に対する議論を繰返すことはいたしません。ですが、悪意と善意との間には、必ずしも常に明確な区別がない場合がありまして、ことに精密な機械などに關係しては、学問上の研究の要求ということもありまして、また一般言論、報道の自由からの要望もあることですから、常に悪意ということだけでは解決できない。かつまた、國際平和というやうな問題については、かなりレベルの高い問題であつて、レベルを低く判断すればスパイとして判断されるものが、レベルを高く考えればほんとうの愛国者であるということ、日本の江戸時代から多々例のあることです。ですから、そういう点についてはどうか逸脱せられないやうに法律の範囲内を守つていただきたいと思ふのですが、こゝで何つておきたいのは、内部の今他に方法がなかつたかということについて何つておきたいのは、本法に触れる人があつた場合はないということ、この前お答えをいただいたとおりです。続いて何つておきたいのは、外部の会社などに修理などを依頼せられた場合は従来おありになるのでしょうか、ないのでしょうか、それを伺つておきたい。

○政府委員(増原憲吉君) 本件の秘密保護法の指定による秘密のものについては、まだ外部の会社に修理を依頼したことはございません。

○羽仁五郎君 それでは伺いますが、ただいま拡大されようとしております対象につきましては、民間の会社に修理その他を依頼せられる可能性が非常に大きいものでしょうか。もちろんこれは全くないと思ひますが、私は常にお答えにいたしたいと思います。議的に何つておられますが、民間の会社に修理を出す場合が非常に多いので、しょうか、それともあまり修理に出す場合はまあなからうというものでしょうか、いずれでしょうか。

○政府委員(増原憲吉君) 現在防衛庁自体の修理能力というものは割合に限定をされておまして、相當の修理をいたします場合には、民間にみな出さなければならぬ。従ひまして今度の場合でも相當の修理をしなければならぬ場合が多いということになります。と、これは民間に出す可能性が十分あるわけにございます。

○羽仁五郎君 先ほどの根本的な点に關係いたしますが、二つの点を伺つておきたいと思ふのですが、今日あるいは十分御説明が願えなければ、次回にお願いしたいと思ふ。

一つは、会計検査院に指摘されております予算の正しからざる使用に關して防衛庁関係ではこれが非常に目立つておることが世論の批判を受けておられますが、これについてどういふふうにお考えになつておられるか、そうしてどういふふうな解決しようと思ふふうにお考えになつておられるか、これが第一点。

第二点は、これもやはり世間でしばしば指摘されておる点であります

が、交通機関などにおいての防衛庁の隊員の行動について世間の非難を受けられておる場合が非常に多い。若い人であり、かつまた現在直接に生命の危険にさらされるやうな仕事をされておるわけではない、苦勞をしてゐるわけでもない、そういう方々が老人、婦人、そういう人々を押しのけて、電車の中で座席を奪うやうにしてすわつてゐる、あるいは自分の目の前に當然席を譲るべき婦人、老人というやうな方がおられても、席を譲る氣配がないということがある。いろいろな場合に指摘されておられますが、こういう場合についてはどういふふうにお考えになつてゐるか。そういう問題が解決されるのにはどんな方法をお考えになつてゐるか、以上二点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(増原憲吉君) 防衛庁にあるいは前の保安庁時代等相當の國費をいたして物品の調達その他を行つてゐるのではありません。それについて会計検査院より指摘を受けた事項が相當にありまして、まことに遺憾に存じます。この理由はまあいろいろ考えられるわけにございます。新しくできた組織で、各方面より人々を集めました組織で、まことに会計方面の熟達者など他よりなかなか適當な人を十分に割愛をしてもうることができないというやうな事情もありまして、初めはこの不なれた者が少くなかつたというやうな事情が、十分な綿密、周到、適切な経理に欠けるやうなことがあつたという一つの原因をなしてゐると思ひます。また一つは防衛庁で使います物品は一般市販でない物が非常に多いわけにございます。その仕様書、いわゆるスペックを作り出すのに、非常に困難をい

たした。従いましてそれに基く原価計算その他もなかなか困難であつた。また実際に使用の経験のないものなども当初は相当にありまして、消耗品のものもどれだけ買入ことが適切であるか、十分わからないものは、一応机上においてはまあ勉強をいたしまして、多く米軍等の例をとりまして、米軍で百使つておりますものであれば、いろいろな条件を考慮して、その三割とか、四割とかいうところが適当であらうという、一応いろいろな事情からの推断に基く調達をいたしまして、なおかつそれが過剰であつて、不用不急のものを買つたという批難を受けるというような事情もあつたわけでございます。そうした点はしかしだんだんと目を経るに従ひまして、経理員もその方面の仕事になれて参りますし、スペック等も原価計算の方法にも周到を期し得るようになりまして、また調達の関係が多いのでございますが、これは調達実施本部を設けて、陸、海、空を一本で、同じ目で調達をする、また平素の市価の調査なども綿密にまあ市価調査を各重要部門ごとに、また細部にわたりまして、市価による購入等について最近十分自信のある資料によつて調達ができるようにしたものであります。彼此あわせまして、またたとえば装備審議会を設けて、ここで一応米国のものを取り入れましたのであります。これを基本的に検討いたしまして、最もわが国の自衛、防衛に適した編成装備を作るといふことを今鋭意進行中でございます。また調達は一般競争は割合に問題がないのであります。指名、随契というようなもの

のをやりますと問題を生ずることがあるわけでございます。これは指名随契委員会というのを特に作りまして、三自衛隊の関係、調達実施本部の関係、及び内局の関係官が集りまして、この物品はどういう理由によつて指名もしくは随契にしなければならぬかというのを吟味いたしまして、適切な判断をするようにいたす、また指名の場合には、この会社とこの会社を指名することが適切であるかということ、指名随契委員会にかけまして、そうして、特許などのあります明瞭な随契の場合には二千万円以上、その他の随契の場合には一千万円以上のものは長官の決裁を取る、長官の決裁を取るといふことは、事務的に申ししますと、内局の私どもが補佐をして、その書類をさらにこまかく審査するということになるわけでございます。そういう手続をとりまして、将来いかなのなにより十分努力はいたしてゐるところでございます。

第二点はそういう御非難を受けることが私ども十分耳にいたしてゐるのであります。しかしこれは私どもの方でも十分平素隊員の教養その他には気を付けてゐるところでございます。何しろはつきりと、制服という目立つ服装をしてありますので、まれまれにそういうことがありまして、非常に一般の人の注意を引くというやうなこともあるやに、私どもはまあ身勝手な考え方をしているのではありません。しかし、これは各部隊においても幹部が十分気を付けて、おおよそこの宣誓のあれにもありますように、平素私どもは、隊員というものは一般人としての教養を身につけることが大切であるといふことを指導の一つの重点にいたしてゐるわけでありまして。単に自衛隊員としての武器の操作、訓練ということだけでなく、情操を涵養し、一般社会人としても十分敬愛に値するやうな者になるやうな心がけることを注意をいたしてあります。今お述べになりました交通機関等における挙動等につきましても十分注意をいたしてゐるところであります。至りませんところがありますれば、まことに恐縮でございますが、なお一そう注意をいたすつもりであります。

○羽仁五郎君 今の点については第一の点は決して弁解をされたというふうには伺わないのですが、弁解がましく聞える部分もあるやうであります。で、それに熟練してゐないというふうな点は、それに熟練せられることが職務の性質上要求されてゐることなから、それから熟練をしてゐないといふことではいけないのじやないかと思ふのですが、これはまあ重大な問題である、特に重大な問題であるといふふうにお考え下つてゐることだろふと思ふ。それにつきまして一点だけ、これはすぐお答えが願えるかどうかかわかりませんが、昨年の九月のころであつたと思ふが、新聞を見まして、当時議院がなかったの、すぐさま伺うことができなかったのですが、やはりその予算の正当でない使用に關係しまして、何か大へん失態を演ぜられたのを、朝日新聞でありましたか、新聞記者がその責任者とお会いになつてそれで意見を聞きなつたところ、が、要点だけ申し上げますと、ちやうど今の御説明をもつ少し上げつない言葉でおつしやつたやうになつておりますが、われわれは商人ではないといふのですが、品物のよしあしや値段の高低といふことについてそんなにこまかいことを言われても、そういう責任までは負えない。つまり商人でないから少し役に立たないやうなものを、少し市価より高く買入ることがあつても、それは仕方がないのだといふやうにお答えになつたやうです。それは私の杞憂であらば非常に仕合せですが、やはり本修正案とも関連して、自衛隊、防衛庁の中に言論あるいは国会の監督、あるいは国民の納税によつて成立してゐるものであるといふやうな点についてちやうど先ほど御説明がございましたやうに、そういう政治一般及び国民経済の中のパラソスというお考えから、次第にそうでなく軍事的なものが独立し、みづから絶対的な必要、あるいは判断といふことをなさるやうになることであると、非常に危険なことだと思ふのですが、今の点についてはお調べがあつたのでしょうか。そうしてそういうやうな答えをなされたのは、これは新聞の誤報であつたのでしょうか。それともそういうやうなお答えを新聞紙に向つてなさつた方があつたとすれば、その方は續いてそういう仕事をなさつておられるのでしょうか。それらの点について今御説明が願えれば仕合せだと思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(増原憲吉君) ただいま御指摘の事実そのものについて調べた記憶を持っておりませんが、しかしおおよそ防衛庁において物品の調達の仕事に當つておられるが、物品が高いか安いか、いいか悪いかそんなことわしや知らんといふことは許すべからざることでありまして、さうなことを申した者があれば、これは嚴重な措置をしなければならぬと思ひますし、さうなことは決して考へておりません。きわめて厳密に、現在においては平素の市価調査を毎月いたしまして、きわめて厳密な調査を毎月いたしまして、それに基いてやっております。原価計算にいたしまして、十分こまかい点につきまして計算を積み上げていくということをやつておりますし、また年間を見通しました市況の上り下りについて、できるだけの見通しはつけてまして、やはり市況のいいときになるべく安くいいものを買入といふやうな配慮も、これはきわめて熱心にいたしておるわけでございます。そういうことがないやうに十分努力をいたしておるところでございます。

○委員長(成瀬権治君) 別に御発言がなければ、本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十三分散会